



環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成21年1月29日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき「明治大学農学部黒川新農場（仮称）整備計画」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

| | | |
|--------------|---|--|
| 指定開発行為の基本的事項 | 指定開発行為者 | 学校法人明治大学 東京都千代田区神田駿河台一丁目1番地 理事長 長堀 守弘 |
| | 指定開発行為の名称 | 明治大学農学部黒川新農場（仮称）整備計画 |
| | 指定開発行為の種類 | 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為） 研究施設の新設（第2種行為） |
| | 指定開発行為を実施する区域 | 川崎市麻生区黒川字明坪2060番1ほか （区域面積：128,100㎡） |
| | 指定開発行為の目的 | 農場、大学施設の整備 |
| | 指定開発行為の内容 | 区域面積：128,100㎡ |
| | 指定開発行為の施行期間 | 平成22年4月1日～平成24年3月31日（予定） |
| 縦覧のお知らせ | 縦覧期間及び時間 | 期間 平成21年1月29日（木）から平成21年2月27日（金）まで（土曜日、日曜日等閉庁日は除く。ただし、麻生区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。鶴川市民センターでは毎日縦覧を行います。） 時間 川崎市：午前8時30分～午後5時00分 町田市：午前8時30分～午後5時15分 （鶴川市民センターは午前8時30分～午後10時） |
| | 縦覧場所 | 川崎市：麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室） 町田市：町田市役所（環境保全課）及び鶴川市民センター |
| | 条例公聴会の開催について | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例準備書関係住民から条例公聴会の開催申出があった場合で市長が必要と認めるときは、その開催について公告します。 ・ 条例公聴会開催申出書の提出期限：平成21年2月27日（金）まで（郵送の場合は2月27日消印有効） ・ 申出書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意しています。 |
| | 申出書提出先・問い合わせ先 | 川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm |
| 今後の手続きの流れ | <p>条例公聴会開催の申出がある場合 申出がない場合</p> <p>① 条例公聴会の開催</p> <p>② 川崎市環境影響評価審議会での審議</p> <p>③ 条例審査書の公告</p> <p>④ 条例評価書の公告</p> | <p>市長が意見を聴こうとする事項について意見を述べることができます。</p> <p>環境影響評価の内容を審議し、その結果を市長に答申します。</p> <p>上記審議会からの答申を基に、環境の保全の見地から市長意見を記載した書類を公告します。</p> <p>条例審査書を基に、条例準備書の記載内容を再検討した上で、事業者の見解を記載した書類を公告します。</p> |